

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年11月5日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年11月5日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

副 議 長 西 岡 克 之

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会運営基準について
- (2) 会議規則について
- (3) 災害対策要綱について
- (4) その他

開 会 9時31分

閉 会 12時09分

#### ○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

先の委員会で竹中委員から問題提起がありました議場コンサートの現状についての報告を議長から受けたいというふうに思いますが、本日は議長が出張のために欠席をいたしております。世話人としての立場から河野委員から報告を受けることといたします。

河野委員。

#### ○委員（河野龍二委員）

それでは、先日議場コンサートの件で具体的な状況がよく分からないということだったので、11月1日に議場コンサートを進めようと計画してた議員と議長と合わせて、中身について具体的にできた範囲を報告したいと思います。11月16日、当日は13時に議員に集合していただくということです。それぞれの議員の役割については、11日の全員協議会の際にお願いしようというふうになりました。13時半が開場、いわゆる議場を開けてお客さんに入ってきてもらうと。14時から開演ということになります。その後、議長の開会の言葉ののちコンサート、第1グループが始まって、約20分の演奏でその後休憩に入ります。このときに先日ちょっと話しました50周年記念誌を来場の方に配布しますんで、これについての内容を少し報告するというので時間を取ります。その後、2つ目のグループの演奏、これも20分で、そのあとはトイレ休憩を含めて休憩。休憩後、3番目のグループの演奏ということで、終了後、副議長の閉会の言葉で15時30分に終了したいという形に確認いたしました。9月3日に全協で開催要領案を示して、それを詰めた形になっております。以上の形で行おうというふうになりましたんで、御協力のほどお願いしたいということでした。以上、報告いたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

河野委員から報告を受けました。質疑は省略をいたします。11日が全員協議会という発言がありました。そういうことで、そのときに御討議いただければと思います。

続きまして、前回大きい2点目の会議規則の改正についてまで終了したわけですが、そのあとに浦川委員より同会議規則の101条から107条にわたる見直しの提案がありました。これは現実に合うようなことで、一部訂正があればというようなことを含めた提案でございます。そのときに最終的には事務局で整理し、後日、検討するという結論付けをいたしておりました。したがって、いろいろ調査も事務局でいたしまして、資料を作っておりますので、今から資料を含めて説明をさせます。

局長。

#### ○議会事務局長（谷本圭介君）

おはようございます。お手元に参考資料ということで配付をさせていただきましたけれども、ほかの県内の町ではどういうふうになってるかということをお調べさせていただきました。長与町議会の会議規則、これは標準町村議会会議規則と同じ表現に

全てなっております。まず、第102条でございます。品位の尊重、こちらは県下全て8町同じ表現になっておりました。先日、品位のところの表現を変えてはいかがかっていう御提案もあったようでしたので、案の1と書いてありますけれども、「議会及び公人の品位」というような形、もしくはほかの表現に変えたらどうかというふうに一応御提案をしております。それと第103条、携帯品のところでございます。これもほとんど県内一緒なんですけれども、新上五島町だけ写真機のあとに「パーソナルコンピューター、携帯電話」という文言を追加をしておりました。それに習えば今風に言えば、例えばノートパソコン、タブレット、スマートフォン等とかなるのではないかと思います。もう既にタブレットとかスマートフォンというのは持ち込み可能ということで今なっておりますので、この表現ももう要らないのかなというふうに思ったりもしております。それと第104条、議事妨害の禁止。これは県下全て同じでございます。また、第105条の離席。これも県下全て町は同じ表現になっております。第106条、禁煙。これに関しまして、また、新上五島町だけ「議場において」というのを、「会議中において」という表現に変えております。それで案の1というところで、両方合わせれば「議場、その他会議中において」というふうになるのかなということで、一応御提案だけしております。第107条、新聞等の閲読禁止。これも基本的には全部一緒なんですけれども、新聞紙のあとに今風に言いますと、ノートパソコン、タブレット、スマートフォン等という追加も考えられますけれども、先程と同じようにタブレットとスマートフォン等もう既に持ち込み可能としておりますので、これも不要になるのではないかなというふうに思っております。裏のページいきまして、品位ということは何かということ、皆さんも調べられてると思いますけれども、「人に自然と備わっている心の高さ、上品さ、品格」ということで、品格自体は場をわかまえることっていうことで共通点があるんですが、議場における服装等は例えば国会なんかでもそうですけれども、議員個人の良識に任されているという状況ですので、ある程度の規定を決めるということとはちょっとなかなか難しいのかなというので考えております。またいろんな問題が発生した際に議会運営委員会で、その都度決めるという方法も有効ではないかっていうような表現をしてるところもありましたので、一応参考までに書かせていただきました。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、順次詰めていきたいというふうに思いますけれども、102条について何か御意見ございませんか。現行でいいのじゃないかということも含めた発言も結構ですので、なんかありませんか。

内村委員。

#### ○委員（内村博法委員）

熊本議会でしたかね、飴を舐めながら議会で一般質問してた件があって、それが品位を欠くとなった例が最近ありましたね。品位とは何かっていうことで、やはり論議されたというのがありました。皆さん御存知だと思いますけれども、そういう例もあります。

したがって、私は「公人」を入れた方がいいんじゃないかなと思います。この「品位」を「品格」に変えてもいいと思うんですよね。品格ですね。公人としての品格。こちらの方がより良いのではないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今、内村委員からは「品位」を「品格」に変えたらどうかという提案もあったようですが、ほかにありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

熊本市議会の例というのは、議会が懲罰動議か何かかけられたんでしたかね。何かそういうふうになったという状況を僕もちょっと見てみましたが、それに対していろいろ賛否両論あるみたいですね。そこまでする必要があったのかと言われてる部分もありますんで、なかなかこういう部分というのは、やっぱり有権者の反応も非常にあると思うんですよね。そこまでって何が原因なのかっていう部分もありますし、私はもう現行でも全然問題ないのかなと。品格ってなると、やっぱり人を示すようになるのかなって。「議会の品格」と言うかなって。やっぱりそういう状況を示す場合は「品位」。格となると人を限定するのかなっていうふうな、ちょっとなんかニュアンスがどう捉えていいのかよく分からないんですけども。だから、全体的にこれで私は十分ではないかなというふうに、「公人」って入れても構わない部分もあるのかもしれないですね。ちょっとあいまいな発言しますが、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」会議規則ですから議会の中のルールっていう意味だと思うんですよね。だからそれはそれで議会の品位っていうのを会議規則の中でこう、ただ議員が議会外でのいわゆる「公人」っていう部分での品位というふうな部分を示すならば、そういうふうな部分を入れるべきかなと思うんですけども、会議規則ですから、議会内の議会の品位を重んじるというふうな部分では、現状のままで良いのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

確かに議会の会議規則ですので、入れなくても良いのかなという思いもあるんですけども、そこだけじゃなくて、どこで示すかっていうか、皆さんは公人としての認識があられると思いますけれども、いろいろ様々、良いか悪いかは別として、町民の方にもどうなのかっていう論議が持ち出されるようなことがあってはならないと思うので、私は公人の品位っていうのを入れても構わないんじゃないかなと思うんですよね。よその地区を見ればどこも入れてないから、そのままだも良いのかなっていう気持ち正直なところありますけれども、今までは要らなかつたんじゃないかなと私も思っていたんですけど、強く入れなきゃなんかこうはっきりした言い方ではなくて申しわけないんです

が、入れても良いのかなというような気がしております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

102条の目的の品位の尊重ということで、現状のままで十分理解ができると思いますので、ここはもう変えないで、そのままが良いかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員、なにかありませんか。記録を残しますから。

それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。まず、102条につきましては、そのままでいくということで、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら次は103条、携帯品ですね。何か御意見ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと事務局に現状の確認をお聞きをしたいんですが、まず「着用」に関する帽子、外套、襟巻きまでですかね。ここ実際着用はだめということを言われておられるのかつていうことと、次の「携帯してはならない」に係る部分、恐らく杖、傘、写真機、録音機だと思うんですが、これが実際のところ携帯してはならないということで対応をされておるのかどうかですね。そこら辺の現状の対応をお聞きをしたいと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これは議場に入る者ということですから、議員と執行部に限られるわけですね。傍聴席は傍聴規則が別にありますので。議場というのは、傍聴席以外の議員と執行部が座ってる場所になりますので、帽子、外套、襟巻きを着用したまま議場に着席されてる方はいないだろうということで認識をしているところです。写真機、録音機の類を携帯してはならないということにつきましては、今、言われるようにスマホとか何とかいろいろ小型のものがございませうけども、その部分については、長与町議会における情報通信機器の使用基準ということで、タブレット、スマホ、携帯電話、パーソナルコンピュータについては、持ち込みについての使用基準が決められておりますので、そちらの方で対応できるということで考えているところです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

基準の方が考え方が進んどって、規則の方が厳しいような表現になってるものですから、逆に実際がそういうことであれば、この規則の方を現状今対応されてるようなところで変えればどうかということ、前回提案をさせていただいたんですよ。だから今話を聞きますと、写真機及び録音機の類というのも携帯させよるわけですよ。そうであればもう消していいんじゃないかなというふうな考えを。杖、傘はだめならだめでも、要らんもんは消すというような感じにした方が良くないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

先程委員長の方からもありましたけども、こちらの文章、文言については、基本的に全国の標準を引用をしているというふうな形でございます。ここに書いてある杖、傘は別ですけども、写真機、録音機の類っていうものについて、会議規則が言わんとするところは写真を撮るための写真機、録音をするための録音機は持って入るなというニュアンスでございまして、今スマホで写真が撮れたり、録音もできますけども、その部分については、使用基準の方でも撮影と録音は使用してはならないということになっておりますので、そういう意味の写真機、録音機ということで考えれば、別にこのままでも問題は無いのかなということ考えております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、そういうふうに考えればということでは言われたんですが、見たときに一般の方、誰が見ても分かるような文言にするべきだと思って、申し上げておるんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

傍聴規則の見直しの際に、まず杖を外したんですよ。なぜかと言うと、これは町村議会からの指示で外せというのがあって。やはり身障者とか、そういう方がおられるから当然でしょう要るのが、不許可にすることはできないわけですね。それから帽子。帽子は、やはり帽子をこの傍聴規則の改定の際に、例えば、どうしても病気でこの何て言うかな、帽子で隠したいっていう方がおられるということで、帽子も外したんですよ。それから外套もやはり健康面から考えて、傍聴規則から外してるんですよ。今、この傍聴規則がそうなってるわけですよ。そういう経緯があったわけですよ。だから、それに基づいてやはり整合性を持たせないかなということでは私は考えております。最低限この杖は外さないといけないと思うんですよ。だから会議規則、元々この杖を外す

というのは、町村議会からの指示で来たわけですよ。だから、それだけだったんですけども、傍聴規則を見直すに当たってそれ以外にもいろいろ見直したわけですよ。そういう経緯があるから、やはりこのところはもう不具合なところは変えた方が良くと思いますよ。傍聴規則でそうなってるから、議員でもやっぱり身障者っていうのは出てくるわけですよ。今後。杖が必要な人がいるわけですよ。だから、そういう意味じゃ傍聴人と同じように、このところは見直しをすべきだろうと思います。そういう経緯があったわけですよ。傍聴規則のね。だから敢えて私は前回のときに傍聴規則の見直しの経緯を、整合性を図ってくれということ言ったわけですよ。だから杖はやはり、身障者にとっては必要だと思いますよ。当然ながらも変えないといかんね。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

そういう意見が出たわけですけども、暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。

103条につきましては、そのままの表現に異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

いいですか。はい、それじゃあそのままということで決定をいたします。

それでは、104から107までという表現をしておりましたから、107まで何かこうした方が良くないかというような提案等を含めて、御意見ありませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

106条ですね。禁煙ですけども、今度、禁煙の規制が変わったんですよ。私たばこ吸いませんけども、たばこ吸う人には誠に申しわけないんですけども、敷地内、議場じゃなくて敷地内っていう考え方が今出てるわけですよ、禁煙で。それで大村市議会だったかな、諫早でしたかね。揉めたケースがありまして。だからこのところはもう少し、限定すれば議場でしょうけども、広範囲に渡れば敷地内は全面禁止ということに今、法律の改正もなってるわけですけども、それがどういうふうになるのかっていうのがちょっと少し気掛かりではあるんですよ。だからこれはこのままで良いのかどうか、当然ながら議場においては喫煙してはならない。これは当然の規定でしょうけども、そうなるともう削除してもいいかなっていう気がないではないですね。

**○委員長（岩永政則委員）**

106条について今、内村委員から現在の動向では敷地内もだめだと。基本的には全体は来年の4月かね。今は若干、猶予があるようなんですけども、それを含めて発言があったんですが、議場内はもう当然だということも発言がありましたけども、そのままいくか、あるいはそうした敷地云々を入れ込んでいくのか。その辺りの御議論いただければというように思います。何かありませんか。



内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと少し確認したいんですけど、今、喫煙場所がありますよね。あれも議場に入るんですか。議場の範囲になるんですか。敷地内だから禁煙になるわけね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。104から107についての106に内村委員から提案がありましたけども、そのままいくということで決定して異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのままに決定をいたします。

107についてありませんか。いいですね。それでは浦川委員からの提案につきましては、以上をもちまして終了をしたいと思います。

40分まで休憩いたします。

（休憩 10時24分～10時42分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開をいたしますが、今2つについては以上をもちまして終了したいと思います。

それでは9ページをお開きいただきたいと思います。一番上にかぎ括弧で委員会条例の取り扱いという表現がありますが、この前説明をしましたよね。記憶ありますか。黒い線が新規にこういう形でどうだろうかという事務局の案、裏も含めて結構、新しいものがあるようでございます。8番に委員会条例がそれぞれありますけども、これは委条1と2はもう問題ない、そのままですね。現行申し合わせをかぎ括弧でしてありますが、これは議会広報常任委員会にしたときに、こういう条項を入れましたよね。それで問題は、このままでいいのかどうかという事務局のあれですが、ちょっと何かコメントを。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、委員長から説明がありましたように、この部分につきましては、現行申し合わせの方で「委条2」ということで記載がされております。広報広聴の所管事項は次のとおりということで（1）（2）で、広報紙、広報と議会報告会、住民懇談会、その他広聴ということで、書いてあるとおりでございますけども、事務局とすればこのままでも問題ないと思うんですけども、基本、文章の流れとすれば、「所管事項は次のとおりとする。」の次にすぐ（1）がくるべきじゃないかなと考えてます。（1）（2）が終わって、2行目以降ですね。「委員会条例2条第1号、第2号に係る所管事項に関するもの

は」という、ここの部分の文言も、結局、総務、産業にそれぞれに関連するものについては広報じゃなくて、それぞれの委員会でするんだということが書いてあるんだろうと思うんですけど、文言としてはもう少し整理できるのかもしれないと。現行申し合わせをそのまま残すか、残さないかというところがまず第1点目でございます。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それじゃあ委員会に戻して審議を始めますが、委条5（特別委員会の設置）の文言については抹消ですね。次に、6について、資格審査と懲罰特別委員会の件なんですけど、これも新たに入れた方がいいということなんですけど、ちょっとコメントできますか。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

委員会条例では、それぞれ資格審査特別委員会、懲罰特別委員会が設置されたものとするということで、みなし規定で委員会そのものは自動的に設置をされる形になります。ただ、忘れちゃならんのが付託。その委員会にこの事件を付託ということ自体はまた別行為になるもんですから、付託の議決があるよということを書いているものが1番でございます。2番目については、侮辱を受けた議員の懲罰の方ですけども、この委員会条例には書いてないんですけども、懲罰を受けた議員からの処分要求は懲罰動議と同様に取り扱うということをも明文化したものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

何かありませんか。必要ありませんという意見がありますが、いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、全会一致で削除ということに決定いたしました。

次に、7について御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。7番については現行申し合わせにつきましては、別表も含めて後日、また再度検討いただくということで終わりたいと思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら9番目が互選、ともにならないときの互選ですね。新たに1から3まで入れようということなんですけども。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これはもう現行やってることを明文化しただけでございまして、正副委員長がない

ときの一番最初、委員長を決めるために集まるときは、委員が決まったあとに議場で議長が口頭で休憩をとって、委員長、副委員長を決めている現状でございます。2番目は年長委員がということで、今まで慣例でやって、明文化されたものが無くて。会議規則の臨時議会のときの年長委員ということでやっていますけども、この明文化が無かったので、正副委員長決めるときは年長委員が委員長互選。委員長を決めるときは年長が行って、委員長が決まったら副委員長互選は委員長がするという現行のとおりを明文化しております。正副委員長互選のための委員会において一般議事に入ることにはできない。まあ当然のことなんですけども、現行のままを一応明文化をしたことでございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは9につきましては、1から3をこの下線の分は入れるとして、1の最後の「例である。」を抹消していただきたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

次に、招集の件が1から3までありますが。

富永理事。コメント。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

こちらでも現行を明文化した形になります。特に3番目ですけど、委員会には会期という概念が無くて、議事日程も無いし、会議時間にも制約されないということを改めて明文化しております。1番と2番は現行をそのまま明文化しただけでございます。その下に赤字で書いてますけども、委員会には会期という概念が無いので、毎日開会し閉会すると。現行は、本会議最終日の前日まで招集通知を配布して緊急の召集に備えておりますので、会期中はいつでも開けると。最終日以外はですね。会議時間に制約されないから時間の通知が必要ということで、2番の方に開会の日時ってということで、時間を通知しなければならないということも書いております。

○委員長（岩永政則委員）

説明がありましたが、このまま入れていいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これは召集の中で文章に入っていないのかな。委員会とか、その3日前の召集とかいうのは、どっかに入ってたですか、文章に。召集をするときに、議員に通知をするときに、その期限、召集する日の3日前までに出すとかいう文章はなかったですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今回お示しの文章については、今まで無かったものを私の方で明文化をした形になり

ます。現行申し合わせ等にも、その3日前とかいうものは、現行の分ではありません。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を行います。13については、原案のとおり入れるということで、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい。それではそのように扱います。

あと、16、委員長、委員の除斥について。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

はい。それではそのように決定します。

次に、18の秘密会。これは秘密会の発議、発議等過半数で決するということでしたよね。これは本体の2には、委員会を秘密会とする委員長また委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。これは要るんですかね。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

秘密会と言うと、一応、本会議場では1人が動議を出したときには1名以上の参加、2人以上の動議、それと特別多数議決が適用されますけども、委員会ではそれは適用されないということを明文化しているところで、1人で言いだして、それはもう発議になると。それと過半数で決まる。というところは、明文化しとった方が分かりやすいかなということで、追加をしてはどうかという提案でございます。

○委員長（岩永政則委員）

18については、そのまま入れるということで、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのように扱います。

次に21、公聴会開催の手続。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

ここも公聴会開催をするときの事件の範囲は、付託事件に限られるということと、2つ目が、議長が行うべき公示。その周知の方法を書いているものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

委員の皆さん方どうですか。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃあ21につきましては、下線の部分はそのまま挿入することといたします。

次に、26の2、参考人。何かありませんか。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

はい。それでは下線の部分はそのとおり挿入するというので決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。一応予定をいたしました会議規則並びに委員会条例関係、そういうものにつきまして、ほぼ9割方以上終了することができたわけです。皆さん方の御努力を厚くお礼申し上げたいというふうに思いますが、先程から言っておりますように、整理をしまして議長に報告をし、全協に掛けて、それから本会議に案として出していつて決定するという手続きに入っていきたいと思うわけでございます。

それであと予定をしておりましたが、だんだんだんだん先に譲ってくるようになったわけですが、これはもうやむを得ませんですね。慎重に審議をしてきた結果ですから。したがって、今回は災害対策要綱までは、今年中に終わりたいというふうに思っております。今から予算決算の常任委員会あるいは特別委員会の件とか、監査委員の問題とか、議会選出の各種委員の問題。それからの研修のことも1つ出ておりました。議会基本条例の関係もちよっと問題提起もあっておりますので、その辺りが出ておりますので、順次また、今後の議運で検討いただくとして、今回は災害対策要綱について時間を若干取って検討いただくということにいたしたいというふうに思いますが、次回25日が、今度12月議会の議案等の日程等についての議運が行われますので、その前にもう1回、面倒でしょうが行いたいと思いますが、日程について何か御意見ございませんか。

竹中委員。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。次回の会議の日程を決めさせていただきたいと思いますが、11日の9時30分から皆さんいかがですか。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

はい。このときは議長と副議長がおりませんが、委員外議員ということで委員の皆さん方、全員出席をいただければ開催したいというふうに思いますが、いいですね。

(「異議なし」の声あり)

はい、それでは11月11日に決定をします。9時半です。

それでは以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉会といたします。皆さんお疲れさまでした。

(閉会 12時09分)